

第4 開発行為許可申請（協議申出）手続

1 開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項

（1）申請者

申請者となる者は、開発行為をしようとする者で、当該開発許可を受けたことにより発生する権利と義務が帰属する主体となる者である。

原則として、法第32条の同意申請者若しくは協議申請者又は法第33条第1項第14号の同意申請者は、開発許可申請者と同一の者であることが必要である。

（2）開発区域の設定

開発区域の設定に当たっては、次に掲げる事項に注意して設定すること。

- ① 同一の者が連続して開発行為を行う計画がある場合は、その全部を開発区域に含めること。
- ② 道路、水路等公共施設を共用して同時期に隣接して行われる二以上の開発行為は、開発行為をしようとする者がそれぞれ異なる場合であっても、一体の開発行為として、一の開発許可申請で処理するものとして開発区域の設定を行うこと。（「第2-3 開発許可不要の開発行為」中の「一体の開発行為の判断基準」参照）

（3）申請書等の作成者

- ① 開発行為に係る開発許可申請書類（資格要件に該当しない設計図書を除く）は、申請者又は行政書士、一級建築士等必要な資格を有している者が作成すること。
- ② 申請手続等を申請者本人以外の者が行う場合（行政書士が本人に代わって申請書の作成、補正の処理を行う場合等）は、申請者である本人に代わって当該事務を処理することができる旨を証する委任状等の書面を添付すること。
- ③ 面積が1ha以上の開発行為に係る設計図書は省令第19条に規定する者が作成すること。

（4）工区割の設定

工区割をする場合は、その旨申請書類に明示し、関係図書についても工区ごとの範囲等が明確になるよう作成すること。なお、工事完了検査は工区単位で行われるので、工区ごとに法第37条の建築制限が解除される。

（5）予定建築物

開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途並びにその敷地の規模及び配置が法第33条及び第34条に規定する開発許可基準に適合するかどうかの判断が必要となるので、開発許可申請に当たっては、次に掲げる点に留意の上、予定建築物等に関するこれらの事項を確定する必要がある。

- ① 予定建築物等の敷地の規模及び配置は、許可基準に適合するかどうかの判断に必要な事項となるもので、街区の形態のみでなく個々の敷地の形態及び規模まで確定する必要がある。
- ② 通常、予定建築物等の規模まで確定する必要はないが、排水施設の流下能力等について確認する必要がある場合については、その規模、利用人員等を把握しなければならないため、確定する必要がある。

(6) 開発行為の目的による区分

開発行為の目的による区分は、「自己居住用」「自己業務用」及び「その他（自己用外）」の3種類であるが、この区分は許可基準の適用条項、手数料の算定等について重要な意義を有する。（「第1-2 開発許可制度に使われる用語」参照）

- ① 「自己居住用」と「自己業務用」とが混在している場合は、「自己業務用」が著しく小さい場合を除き、原則として「自己業務用」として取り扱うこと。
- ② 「自己居住用」と「自己業務用」と「自己用外」とが混在している場合は、「自己用外」が著しく小さい場合を除き、原則として「自己用外」として取り扱うこと。

(7) 擁壁及び法面

- ① 宅地として利用できる部分で擁壁を設置しない部分の法面は、できるだけ高さが2mを超えない計画とすること。また、擁壁を設置しない法面でも開発行為完了後に擁壁を設置する計画がある場合は、必ず当初開発許可申請に含めること。
- ② 擁壁の上部の法面を盛土し、宅地として利用される可能性のある場合は、法面の全体高を見込んだ擁壁の設計とすること。また、擁壁上部の掛出しは、原則として認めないものであるが、やむを得ず行う場合は、あらかじめ、構造計算で安全性を確認の上、開発許可申請に含めること。

2 許可申請（協議申出）手続

(1) 許可申請手続

開発行為の許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に必要な添付書面及び添付図面を添えて知事（委任市町長）に提出しなければならない。

- | | | |
|------------|--------------------|----|
| ① 申請書の提出場所 | 各市町開発担当窓口 | |
| ② 申請書の提出部数 | 委任市町において許可する場合 | 2部 |
| | 県土木建築事務所において許可する場合 | 3部 |
| | 県建築指導課において許可する場合 | 4部 |

(2) 協議申出手続

開発許可の特例協議の申出をしようとする者は、開発許可特例協議申出書を知事（委任市町長）に提出しなければならない。

① 添付図書

開発許可申請に必要な添付書面及び添付図面の提出を原則とするが、添付不要の書面（資金計画書、申請者の資力及び信用に関する申告書等）もあるため、事前に県・市町の担当部署と打ち合わせを行うこと。

- | | | |
|------------|--------------------|----|
| ② 申出書の提出場所 | 各市町開発担当窓口 | |
| ③ 申出書の提出部数 | 委任市町において協議する場合 | 2部 |
| | 県土木建築事務所において協議する場合 | 3部 |
| | 県建築指導課において協議する場合 | 4部 |

3 開発許可申請書及びその添付図書

(1) 開発許可申請書添付書面

各様式については「第10 開発許可制度に係る申請書等の様式」を、記載方法については「第11 開発許可申請書等の記載例」を参照してください。

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
開発行為許可申請書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第2 ・第2の2		○	○	○
開発許可特例協議申 出書 (様式有り)	県規則第 4号様式 の2		—	○	○
設計説明書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第 16号様式	・設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。	×	○	○
資金計画書 (様式有り) (記載例有り)	省令別記 様式第3	・収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は 預金等残高証明書を添付すること。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○
公共施設の管理者の 同意書			○	○	○
公共施設の管理者と の協議経過書			○	○	○
水道事業者との協議 経過書			○	○	○
開発行為の同意書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第 17号様式	・開発区域内等権利者一覧表(県細 則第17号様式別紙)を添付すること。	○	○	○
土地の登記事項証明 書		・申請時から3月以内に作成された ものであること。	○	○	○
設計者の資格に関する 申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第 18号様式	・開発区域の面積が1ha以上の場合 に限り必要であること。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。	○	○	○
申請者の資力及び信 用に関する申告書 (様式有り) (記載例有り)	県規則第 2号様式	・法人の事項全部証明書(申請者が 個人の場合にあっては、住民票の 写し)、法人税又は所得税及び事 業税の納税証明書並びに直前事業 年度の財務諸表及び定款の写しを 添付すること。 <u>※完了公告の手続きの際には、1ha未満の 場合も登記事項証明が必要です。</u>	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
工事施行者の能力に関する申告書（様式有り）（記載例有り）	県規則第3号様式	・法人の登記事項証明書（施行者が個人の場合にあつては、住民票の写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表の写し並びに工事経歴書を添付すること。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○
他法令に基づく許可書等の写し			○	○	○
設計図面		・図面毎に作成者氏名を記入すること。 ・各図面の作り方等については、次頁以下の(2)を参照すること。	○	○	○
都市計画法第34条該当に関する申告書		・法第34条第1号から第13号までのいずれかに該当することにより許可を受ける場合には法第34条に該当する申告書を添付すること。	○	○	○
開発審査会の議を経た旨の通知書の写し		・法第34条第14号に該当することにより許可を受ける場合に必要であること。	○	○	○
義務教育施設の設置義務者との協議経過書		・開発区域の面積が20ha以上の場合で、当該開発区域内に居住することとなる者がある場合に限り必要であること。	○	○	○
一般電気事業者等及び一般ガス事業者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に限り必要であること。	○	○	○
鉄道事業者及び軌道経営者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に限り必要であること。	○	○	○
市民農園開設認定書の写し		・市民農園整備促進法第12条第1項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 ・市民農園の区域並びに市民農園施設の配置及び種別を表示した図面を添付すること。	○	○	○
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条第1項に規定する基本計画に即し行われる開発行為であることを証する書面		・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条第3項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 ・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第8条第2項の協議に係る基計画に添付した図面の写しを添付すること。	○	○	○

※1 完了公告の事務処理時において、1ha 未満で提出不要としている事項全部証明書及び住民票の写しの提出を求めることがあります。

(2) 許可申請書添付図面

○通常添付が必要な図面

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
開発区域 位置図	1/10,000 以上	① 方位 ② 開発区域の境界（朱書） ③ 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称 ④ 開発区域から排出される雨水及び汚水の流末又は河川への経路 ⑤ 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地図に表示すること。 ・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。
開発区域図	1/2,500 以上	① 方位 ② 開発区域の境界（朱書） ③ 土地の形状 ④ 県及び市町の境界とその名称 ⑤ 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 ⑥ 都市計画区域界とその名称 ⑦ 土地の地番	<ul style="list-style-type: none"> ・現況図にまとめて図示してもよい。
現況図	1/1,000 以上	① 方位 ② 開発区域の境界（朱書） ③ 地形（等高線2mの標高差ごとに記入すること。） ④ 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 ⑤ 既存の建築物及び擁壁等の工作物の位置及び形状 ⑥ 開発区域の面積が1ha以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。
公図の写し	公図原本と 等倍	① 開発区域の境界（朱書） ② 道・水路をそれぞれ赤・青で着色 ③ 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 ④ 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 ⑤ 土地の地番及び所有者名	
求積図	1/500 以上	① 開発区域全体の求積表 ② 公共施設ごとの求積表	
土地利用 計画図	1/500 以上 ただし、 ゴルフ場の 場合は 1/2,000 以上	① 方位 ② 開発区域の境界及び開発区域を工区に分けたときは工区界（いずれも朱書） ③ 公園、緑地及び広場の位置、形状、面積並びに出入り口及び柵又は塀位置	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物等の用途は、具体的に敷地毎に記入すること。 ・宅地、道路、擁壁法面、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
		④ 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 ⑤ 排水施設の位置、形状及び水の流 れの方向 ⑥ 都市計画施設又は地区計画等に定 められた施設の位置、形状及び名称 ⑦ 消防水利の位置及び形状 ⑧ 調整池を設ける場合にあつては、 調整池の位置及び形状（多目的利用 の場合にあつては、専用部分と多目 的利用部分の部分） ⑨ 河川その他の公共施設の位置及び 形状 ⑩ 予定建築物等の敷地の形状及び面 積 ⑪ 敷地に係る予定建築物等の用途 ⑫ 公益的施設の敷地の名称、位置、 形状及び面積 ⑬ 開発区域の面積が1 ha以上の開 発行為にあつては、樹木又はその集 団の位置 ⑭ 緩衝帯を設ける場合にあつては、 緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑮ 法面（崖を含む。）の位置、形状 及 び勾配 ⑯ 擁壁の位置及び種類 ⑰ 給水施設及び排水施設の位置	<ul style="list-style-type: none"> 区域内は、白抜き（コンター等抜 き）として計画を記入すること。
造成計画 平面図	1/500 以上 ただし、 ゴルフコー スの建設の 用に供する 開発行為の 場合は、 1/2,000 以上	① 方位 ② 開発区域の境界及び開発区域を工 区に分けたときは工区界（いずれも 朱書） ③ 現況の地形（等高線は2 mの標高 差ごとに記入すること。） ④ 切土部分については淡黄色で、盛 土部分については淡緑色でそれぞれ 色分け ⑤ 崖、擁壁の位置、種類、形状、延 長及び高さ ⑥ 道路の位置、形状、幅員、勾配 ⑦ 道路の中心線及び計画高 ⑧ 街区の長辺及び短辺の長さ ⑨ 予定建築物等の敷地の形状及び計 画高 ⑩ 公園、緑地及び広場並びに公益的 施設の敷地の名称、位置及び形状 ⑪ 縦横断線の表示 ⑫ ベンチマークの位置及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 現況線は細く、計画線は太く表示 すること。

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
		⑬ 消防水利施設の位置及び形状 ⑭ 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	
造成区域 縦横断面図	縦断面図 1/500 以上 横断面図 1/250 以上	① 開発区域の境界（朱書） ② 縦横断面線 ③ 基準線（D、L） ④ 現況地盤面と計画地盤面 ⑤ 切土部分については淡黄色で、盛土部分については淡緑色でそれぞれ色分け ⑥ 計画地盤高 ⑦ 崖、擁壁及び道路の位置、種類及び形状 ⑧ ボックスカルバート、ヒューム管、その他構造物の位置、種類及び形状 ⑨ 土羽の位置、形状及び勾配	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。 ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。
排水施設 計画平面図	1/500 以上	① 開発区域の境界（朱書） ② 排水区域の区域界 ③ 道路側溝その他の排水施設の位置形状及び種類 ④ 排水管の勾配及び管径 ⑤ 人孔の位置及び人孔間の距離 ⑥ 水の流れの方向 ⑦ 吐口の位置 ⑧ 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状 ⑨ 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ⑩ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑪ 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑫ 法面（崖を含む。）又は擁壁の位置及び形状	
排水施設 構造図	1/50 以上	① 道路側溝その他の排水施設の構造材料、形状及び種類 ② 排水管の種類、材料及び内法寸法 ③ 人孔の構造及び形状 ④ 排水施設の落差工及び吐口工の部分の形状 ⑤ 放流先の河川又は水路の名称及び断面水位（低水位及び高水位）及び吐口の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。
排水施設 計画縦断面図	1/500 以上	① 開発区域の境界（朱書） ② 排水施設の位置、種類、材料、形	

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
		状、延長、内法寸法及び勾配 ③ 水の流れの方向 ④ 吐口の位置 ⑤ 放流先の河川又は水路の名称 ⑥ 流量計算を行った箇所の特示 ⑦ 公共施設、公益的施設及び予定建築物等の敷地予定地等の計画高 ⑧ 汚水処理場の位置及び形状 ⑨ 調整池の位置及び形状	
流末水路 縦断図	1/1,000 以上		
流末水路 標準横断図	1/500 以上		
調整池 設計図		① 調整池の位置、種類、材料、形状、寸法等 ② 放流管の位置、種類、材料、形状、寸法等 ③ 洪水吐の位置、種類、材料、形状、寸法等 ④ 呑口部の位置、種類、材料、形状、寸法等 ⑤ 取付水路の位置、種類、材料、形状、寸法等	<ul style="list-style-type: none"> 調整池を設ける場合に必要であること。 洪水調節計画書、構造安定計算書、管理計画書（管理方法、管理責任者等を記載した書面）及び下流河川（水路）調査書（下流河川等の横断図、現況写真及び下流能力等を記載した書面）を添付すること。 ※工事完了時に調整池台帳を作成、提出すること。
給水施設 計画平面図	1/500 以上	① 方位 ② 開発区域の境界（朱書） ③ 給水施設の位置、形状、材料及び内法寸法 ④ 取水の方法及び位置 ⑤ 消火栓の位置及び種類 ⑥ ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状 ⑦ 予定建築物等の敷地の形状	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
道路計画 縦断図	1/500 以上	① 開発区域の境界（朱書） ② 道路の縦断勾配（パーセント） ③ 計画地盤面 ④ 計画地盤高 ⑤ 単距離及び追加距離 ⑥ 基準線（D、L）	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域外の道路との関連を明示すること。
道路計画 標準横断図	1/50 以上	① 道路の幅員構成 ② 道路の横断勾配（パーセント） ③ 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 ④ 道路側溝の位置、形状及び寸法 ⑤ 道路への埋設物（埋設管等）の位置、形状及び寸法	

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
崖の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 崖の高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） ② 現況地盤面及び計画地盤面 ③ 小段の位置及び幅 ④ 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等の崖面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・崖の前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。
擁壁の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 擁壁の寸法及び勾配 ② 擁壁の材料の種類及び寸法 ③ 裏込めコンクリートの品質及び寸法 ④ 透水層の位置及び寸法 ⑤ 水抜き穴の位置、材料及び内径 ⑥ 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 ⑦ 擁壁の背後の地盤面 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写しを添付すること。
防災計画図	1/2,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 方位 ② 開発区域の境界（朱書） ③ 地形（等高線は2mの標高差ごとに記入すること。） ④ 計画道路の位置、形状及び幅員 ⑤ 段切の位置及び形状 ⑥ 表土除去範囲 ⑦ ヘドロ除去範囲及び深さ ⑧ 工事中の雨水排水経路及び流出計画 ⑨ 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ⑩ 防災施設の設置時期及び設置期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面及び開発行為に関する工事の工程表を添付すること
防災工事断面図及び防災施設構造図			<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画図に準じて作成すること

○開発計画の内容により適宜添付が必要な図書

図面の名称	明 示 す べ き 事 項
構造物計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の安全が計算によらなければ判断できないときに必要であること。 ・ 計算は、土木学会、日本道路協会等が定めた方法に準じて行うこと。
法面安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面を擁壁により保護しない場合に必要であること。 ・ 土質調査を行い、その結果を記載した書面を添付すること。 ・ 直高15m以上の場合にあっては、法面安定計算書を添付すること。
水理計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域内の排水が開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を生じさせないよう排水施設に関する設計が定められていることが明らかな場合を除き、添付することが必要であること。
地耐力試験の結果を記載した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軟弱地盤の箇所、重力擁壁、逆T擁壁等を設置する箇所については、地耐力試験を行い、その結果について記載した書面を添付すること。 ・ ボーリング調査を行った結果、標準貫入試験及び平板載荷試験による結果について記載した書面等を添付すること。
水質に関する検査及び水量に関する調査の結果を記載した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道以外の水源から飲用水等の供給を受ける場合に添付することが必要であること。 ・ 水質については、水道法第4条に規定する水質基準を満たすかどうかについて厚生労働大臣指定検査機関（山口県内では財団法人山口県予防保健協会、学校法人香川学園）又は山口県環境保健センターにおいて検査を受けること。 ・ 水量に関する調査については、揚水試験を行い、その結果によること。

申請図書の凡例一覧表

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号		
開発区域境界線	---○---	雨水管渠	→	雨水角形入孔	□		
工区境界	↑ 第1工区 ↓ 第2工区	污水管渠		→	污水角形入孔	■	
街区番号	街区番号 計画高 敷地面積	合流管渠			河 川	~~~~~	
宅地番号	居住FH 計画高 敷地面積	既設管渠	-----▶	法 面	H 2.5		
公共公益用地	公共FH 計画高 敷地面積	横断管渠	種別	間知ブロック積擁壁	H 3.0		
造成計画高	公共FH 計画高 敷地面積	暗 渠	円 形	○ 内 径	重力式擁壁	H 3.0	
敷地面積	TBM H=10.00		馬 蹄 形	⊖ 巾×高さ	R C 擁 壁	φ	
B 位置			矩 形	□ 巾×高さ	給 水 管	—○—	
M 高さ			③ 道路番号 6.5 巾 員 i = 3.0% ℓ = 30.00	卵 形	▽ 呼び名	制 水 弁	⋈
道路番号及び巾員				U形側溝及び寸法	U-() ()	消 防 水 利 施 設	消火栓 消防水槽は実在 Fの形にする
勾配、延長		L形側溝及び寸法		L-() ()	階 段		
変化点	Lu形側溝及び寸法	LU-() ()		ガードレール	—○—		
管番号	グレーチング側溝	巾×高		ガードフェンス	~~~~~		
管径	雨水 () L	その他開渠	∟ 巾×高さ	落石防護柵	~~~~~		
勾配	污水 () L	柵 類	———	車 止 め	可動式又は固定式		
管延長	———	雨水円形入孔	○	樹 木	× × × ×		
流水方向	———▶	污水円形入孔	●	緩 衝 帯			

4 設計者の資格

開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与えるおそれのあるもの又は設計について専門的な能力を要すると考えられるものについて、その設計に係る設計図書は、次の表に掲げる者が作成したものでなければならない。（法第31条、省令第18条・19条）

開発区域の面積	設計する資格を有する者
1 ha以上20ha未満	① 大学（短大を除く。）において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 ② 昼間3年制短大において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 ③ 短大、高専又は旧専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 ④ 高校又は旧中等学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修め卒業後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 ⑤ 技術士法による本試験のうち建設部門、水道部門及び衛生工学部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有するもの ⑥ 1級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有するもの ⑦ 土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者（7年以上宅地開発に関する技術に関する実務経験を有する者に限る。）で国土交通大臣の指定する講習を修了したもの ⑧ その他国土交通大臣の認める者 ・大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者
20ha以上	① 上欄のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る図書を作成した経験を有するもの ② 国土交通大臣が①と同等な経験を有すると認めた者

注) 1 「宅地開発に関する技術の経験」とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理をいうものであること。

2 「国土交通大臣の指定する講習」として現在行われているものは、次のとおり。

(一財) 全国建設研修センターが実施する「宅地造成技術講習」